

# いいだ法人

(題字 児島博司会長 筆)



一般社団法人 飯田法人会



# 謹賀新年

信濃比叡火渡り護摩

信濃比叡で行われる火渡り護摩

撮影：松島信雄氏

## 主な内容

新年のご挨拶	2	表彰関係/年末調整研修会開催報告	7
税理士会だより	3	税制改正に関する提言活動	8～9
「法人が贈与したり、贈与を受けた場合の税金」		絵はがきコンクール優秀作品表彰	10
税務署だより	4～5	税に関するポスター、絵はがき優秀作品表彰	11
「消費税 令和5年10月インボイス制度が始まります」		部会だより	12
社労士コラム	6	支部だより/お知らせ掲示板	13
「あなたの老後は、きっと幸せ!!」		編集後記	14

## 「優良経理担当者表彰」制度のご活用を!

～経理担当者の励みになり、費用面で経営者をサポートする制度です～

法人会では、毎年通常総会の席上で表記の表彰を行っています。同封の案内をご参照のうえ、表彰対象該当者があればご推薦ください。賞状と額、記念品が贈呈されます。

みんなで回覧しましょう



社 長													
経 理 担 当													

差出人（差出發送代行） 返送先  
(株)長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセビル1階  
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL 0265 (52)5775



# 令和5年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会  
会長 児島博司

新しき令和5年を迎えるにあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員企業及び役員の皆様方に於かれましては、穏やかな新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、長期にわたるコロナ禍の中、会員皆様方及び役員の皆様方又各関係機関様の協力の下、一年間無事に事業を運営出来ました事、先ず以て厚く御礼申し上げます。3年の余続くコロナ禍の中、今季に置きましても事業の縮小を強いられ、事業の運営が難しくなる中、会員各位始め役員執行部の皆様、事務局の皆様、更には税務署を始めとする各行政機関様、提携保険会社様、税理士会様、飯田商工会議所様、各地区商工会様等々多くの諸団体様のご協力を頂き事業を推進して来れました事に、深く感謝致すところで御座います。

新型コロナの感染拡大が世界的にも収まらない中、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー全般の供給不足に伴う価格上昇等、世界経済は、予断を許さない状況で有ります。我が国に於いても物価或いは電気代の上昇等経済的にも日常の生活全般に大きくマイナスの影響がもたらされています。これらに依り我が国を支えるべく中小企業の経営基盤の維持拡大が困難な状況と成っています。

全法連からの令和4年度の税制改正要望としては、インボイス制度について諸般の事情により導入の再検討を要望しています。又電子帳簿保存法の導入につきましては、時期的に導入を再検討をして頂く様要望しているところです。又租税教育事業につきましては、コロナ禍による学生児童の閉そく感を考えるとき、税に関するポスター、作文の募集、税に関する絵葉書コンクール等、未来を担う子ども達の租税教育の必要性を強く感じた次第です。又昨年度の事業の中で印象に残ったのが、雨の中でのゴルフコンペでした、強い雨の中多くの会員の皆様に参加して頂き大会を盛り上げて頂きました。ありがとうございました。

ただ残念なのは、コロナ禍の中法人会の一つの目的である会員同士の交流親睦がなかなか計れないこととです。人的交流を図り人との絆を忘れずに、思いやりの心で共に活動して行きたいものです。是非今年は、会員同志、及び関係諸団体様との交流も含めて親睦を深めたいものです。

結びにこの新しい年が会員の皆様にとりましても幸多き年となりますよう、また各企業並びに関係諸団体様のご発展並びにご隆盛を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



飯田税務署長  
矢野直樹

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人飯田法人会の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

児島会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から、法人会活動及び企業活動を通じ、税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大によりご苦勞をされながらも、継続して各種研修会の開催、会報誌「いいだ法人」による情報提供、税に関する絵はがきコンクールの開催など、幅広い事業活動を活発に展開されており、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展に多大な貢献をされておられます。役員並びに会員の皆様のご努力と熱意に対しまして、心から敬意を表する次第です。

私どもといたしましても、法人会活動がより一層充実されますよう、引き続き連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

今年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が始まります。適格請求書は税務署に申請し登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）でなければ発行することができない書類となっています。制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様方に理解を深めていただけるよう、積極的な周知・広報に取り組んで参りたいと考えております。貴会におかれましても、説明会の開催や各種広報などのご支援・ご協力をお願いするとともに、会員の皆様には、引き続き円滑な移行に向けた準備と申請をお願いいたします。さらに、登録申請から登録通知受取りまで、是非ともe-Taxのご利用をお願い申し上げます。

まもなく令和4年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。昨年同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、税務署の確定申告会場で申告相談をされる場合には、当日配付又はLINEを通じた事前発行により時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。ご自宅等からのe-Tax、特にスマートフォンによる申告を推奨しておりますので、確定申告をされる会員企業の役員・従業員の皆様には、是非ご利用をお願いいたします。

結びに、新しい年が一般社団法人飯田法人会にとって更なる発展の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝と関係企業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## ●税理士会だより

# 法人が贈与したり、贈与を受けた場合の税金 《贈与と税金》

贈与という言葉を知ると、親から子供など個人間での贈与を思い浮かべる人も少なくないでしょう。しかし、贈与は個人間だけで行われるわけではありません。法人から個人への贈与や個人から法人への贈与、法人間での贈与のように法人も関係するケースがあります。そこで今回は、法人と贈与に関する税金について解説します。

## I はじめに個人贈与と税金

### 1 贈与とは何か、相続との違い

贈与税といえば、個人の間で行われることが多いです。また、相続は個人間でのみ行われるもので、法人との間の相続はありません。まず、贈与と相続がどのようなものか、その違いを確認しましょう。

贈与とは、所有している財産を生前に無償で後継者などに引き継ぐことです。相続とは財産を所有しているものが死亡し、その財産を無償で相続人に引き継ぐことです。贈与と相続はどちらも無償で財産を与えるという意味では同じですが、その行為が生前なのか、死後なのかの違いがあります。また、相続は被相続人(なくなった人)の一方的な意志(遺言など)で財産を引き継ぐことができますが、贈与はできません。贈与する側と受け取る側の両方の了承があって初めて成立します。そのため、贈与契約書などを作成することが一般的です。これは法人との間の贈与でも同じです。

### 2 個人間の贈与には贈与税がかかる

財産を所有している者が死亡した場合、相続が開始されますが、その際は相続税が発生します。それならば、生前に財産を引き継いでおこうと考える可能性があります。生前に贈与を行い、相続税を少なくしようという行為を減らすため、個人間の贈与には贈与税を課しています。個人間の贈与では、原則 1 年間に 110 万円を超える贈与があった場合、その超えた部分に対して贈与税がかかります。贈与税は贈与した側ではなく、もらった側が支払います。



関東信越税理士会  
飯田支部副支部長

北澤 福一

## II 法人と個人間における贈与と税金

### 1 法人から個人へ贈与した場合にかかる税金

ここまでは、個人間における贈与や相続について簡単に見てきました。ここからは、法人と個人との間で贈与があった場合の税金について確認していきましょう。まずは、法人から個人へ贈与した場合に、法人・個人それぞれにかかる税金から見ていきましょう。

#### (1) 法人の課税関係

個人間での贈与では、贈与した側に税金がかかることはありません。では、法人の場合はどうなるのでしょうか。法人が個人に現金や預金を贈与した場合の取り扱いには次のようになります。

贈与先がその法人の従業員の場合・・・賞与  
贈与先がその法人の役員の場合・・・役員賞与  
贈与先が第三者の場合・・・寄附金

どれも法人の会計上の経費になります。法人税の計算上の経費(損金)になるかという点、それぞれで扱いが異なります。従業員への賞与は全額損金になりますが、役員への賞与は原則、損金になりません。また、寄附金についても一定額を超える場合、その超えた分は損金になりません。

法人が個人に土地などを贈与した場合は、その財産を時価で渡したと考えます。取得価格と時価の差は、売却益などの収益と考えます。贈与した法人は、贈与した相手や贈与した財産により、処理方法が大きく異なります。損金にならない部分や売却益の部分は、法人税の課税対象になります。

#### (2) 個人の課税関係

次に、贈与を受ける側の個人の税金はどうなるのでしょうか。その会社の従業員や役員の場合は、賞与を受け取ったとみなされます。そのため、実際の給料と同様に給与所得となり、所得税や住民税が課されます。

第三者の場合は、一時的な収入であるとみなされ「一時所得」とみなされます。一時所得は、「総収入金額-その収入を得るための支出額-特別控除(最高 50 万円)」で計算します。また、その 1/2 の金額が他の所得と合算され、所得税や住民税の課税対象となります。

### 2 個人から法人へ贈与した場合にかかる税金

次に個人から法人へ贈与した場合に、法人・個人それぞれにかかる税金について見ていきましょう。

#### (1) 法人の課税関係

法人は財産を無償でもらうため、現金や預金ならその金額を、土地などの財産なら時価の金額を「受贈益」で処理します。その分利益が増えるので、法人税が多くなります。

#### (2) 個人の課税関係

贈与した側の個人にも税金がかかります。個人から法人へ財産を贈与した場合、それは贈与ではなく時価で譲渡(売却)したと考えます。実際には譲渡していないので、これを「みなし譲渡」と呼びます。取得価額や取得経費などよりも時価の方が高い場合は、譲渡所得として所得税や住民税がかかります。現金など時価のないものについては利益が出ないため、税金はかかりません。

### 3 個人から法人へ遺贈した場合にかかる税金

遺贈とは遺言により、個人の死亡後に財産を譲ることをいいます。一般的ではありませんが、法人の役員などが死亡する場合に、法人に財産が遺贈されることがあります。この場合の法人・個人それぞれにかかる税金について見ていきましょう。

#### (1) 法人の課税関係

遺贈についても、法人は財産を無償でもらうことになるので、課税関係は個人から贈与を受けた場合と同じです。現金や預金ならその金額を、土地などの財産なら時価の金額を「受贈益」で処理します。その分利益が増えるので、法人税が多くなります。ただし、遺贈を受けたのが同族会社で、遺贈の結果、株価が上がった場合は、株主に贈与税がかかる場合があります。

#### (2) 個人の課税関係

こちらも、課税関係は個人から贈与を受けた場合と同じです。時価で譲渡(売却)したと考え、譲渡所得として所得税や住民税がかかります。ただし、その税金は相続人が支払うこととなります。

## III 法人間における贈与と税金

最後に、法人間で贈与があった場合の税金関係について見ていきましょう。

### 1 贈与をした法人

法人が他の法人へ財産を贈与した場合の取扱いは、「寄附金」として処理します。寄附金の額が一定額を超える場合は、その超えた分は損金になりません。法人が法人に、土地などを贈与した場合は、その財産を時価で渡したと考えます。取得価格と時価の差は、売却益などの収益と考えます。損金にならない部分や売却益の部分は、法人税の課税対象となります。

### 2 贈与を受けた法人

贈与を受けた法人は、財産を無償でもらうこととなります。現金や預金ならその金額を、土地などの財産なら時価の金額を「受贈益」で処理します。受贈益は収益になるため、法人税の課税対象となります。

## IV まとめ

法人と個人の間で贈与が行われることは、少なくありません。特に法人の代表者や役員などとの間では珍しいことではありません。しかし、贈与する物や、どちらからどちらへ贈与したかによって、課税関係が大きく異なります。気を付けないと、思ったより税金の支払いが増えたり、個人の場合は税金の支払いを忘れてしまうこともあります。そのため、法人と個人の間で贈与を行おうと考えている場合は、贈与した結果、法人・個人それぞれでどれだけの税金の支払いが発生するのかなど、事前にきちんとシミュレーションするようにしましょう。

# 税務署だより

消費税

事 業 者 の 方 へ

令和 5 年 10 月

インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者となるためには、  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。**

## 📢 「インボイス」とは

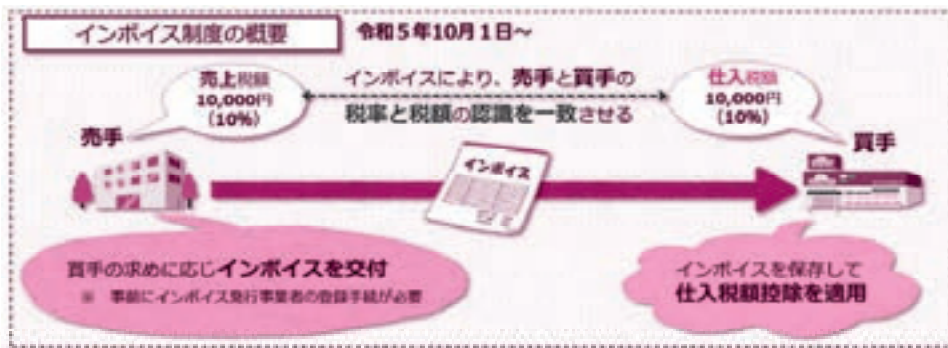
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中！

インボイス制度  
特設サイト



## 📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット  
はこちらから



インボイス制度の疑問  
にお答えします！



税務職員ふたば

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和 4 年12月改訂)

ちょっとお耳を



社労士コラム

## あなたの老後は、きっと幸せ!! 老化防止に良く効く薬



社会保険労務士  
うえすぎのぶ  
上 杉 信 夫  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

少なからぬご要望がございますので、「在職老齢年金」をテーマにしてお話をさせていただきますが、制度の仕組みや昨年大改正された法律の説明は次回（153号）で必ずいたしますので、今回は、あなたが老後の人生を不安なく、ほほえみながら歩んで行っていたくことを心から願って、「60歳という高齢に達してしまった後も働き続けることが、あなたの老後の幸せな人生を形成するためには、大変重要であること」を、ぜひお話しさせていただきます。

あなたにそっとお話ししますが、私、老化防止にそれはそれは良く効く薬を手に入れましたので、少しですけどお裾分けしてさしあげますね。…なんちゃって、エラそうなことを言っちゃいましたけど、その薬ってというのは、別に飲み薬でも何でもなくて、“秘訣”です。「60歳に達して高齢者と言われるようになって、なお働き続けること」が、断固、老化を防止していつまでも若さを保ち、幸せな人生を歩んでいける最高の薬です。

長野県は、平均寿命で全国のトップクラスです。その長野県の中でも飯田・下伊那がさらにトップなので、飯田・下伊那凄いですね。どうして飯田・下伊那の人々がそんなに長生きするかというと、ズバリ！昆虫を食べる習慣があるからです。昆虫は、ミネラル・脂肪・タンパク質の3大栄養素の3つともバッチリあってね、天竜川で捕れるごご虫の唐揚げ、イナゴの佃煮、蜂の子の甘露煮は、「伊那谷名物3大珍味」と言われています。ちなみに私の一番のお気に入り、蜂の子の炊き込みご飯です。ホッカホカのぬくといご飯に蜂の子の甘露煮をちいっとのせるの。それがまた、おいしいのなんのって。ほっぺがポロリと落ちたらどうしましょ。

でもね、本当はもっと説得力のある飯田・下伊那が全国きっての長寿王国たる所以があるのです。私、ちゃんと総務省の統計局ってところの最新の発表に基づいてお話ししていますので、安心して聞いてください。高齢者の就業率のトップが、なんとこれまた長野県なのです、ジャン！ 凄くないですか、たいしたもんです。私はこの「高齢者の就業率の高さ」こそが長寿に結びついていると確信しています。そりゃ、「年金だけじゃ生活できないもんね。」とおっしゃりたい気持ちはわかりますけど、60歳という高齢者になってしまった後も「どうしても働きたい！」という強い意欲を持って働き続けるということは、若い頃からの延長で活動レベルが落ちませんから、運動機能や脳機能の老化を防止することができて、私たちの寿命を引き延ばし、長寿の道をしっかりと歩いていくことに結びついているのです。

さて、まとめに入ります。今回の話で、飯田・下伊那の人々がおおかた、だまっけても長生きすることがわかっていただけたと思います。だけど、どうせなら、不安や悩みを抱えて苦渋の顔で歩くよりも、安心してほほえみながら老後の人生街道を歩いていきたいですね。それを実現するために登場したのが、令和4年4月に大改正された「在職老齢年金」です。今回お伝えしたかったのは、60歳に達した後も就労意欲満々で働き続けることが、長生きする秘訣ということでした。次回は、「60歳に達した後も安心して年金をもらいながら働き続けることは可能であること」と、「60歳に達した後に働き続けても年金はカットされずにちゃんともらえる」ということを、大改正された法律の解説とともにお伝えいたします。以上です。

## 秋の叙勲 旭日双光章



## 大田中 峰雄氏

飯田法人会副会長大田中峰雄氏は、この度の秋の叙勲において、県納税貯蓄組合連合会副会長など、飯田や県、関東信越、全国の役職を歴任し、租税の期限内納付の推進や中学生を対象にした租税教育等に尽力されてきた功績により「旭日双光章」を受けられました。

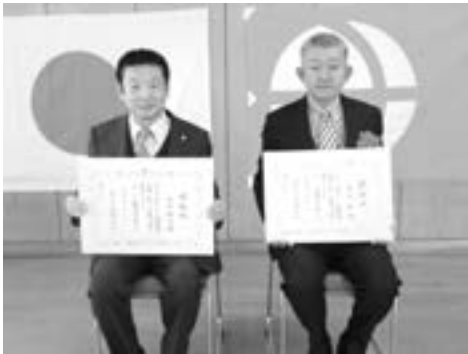
(現 関東信越局管内納税貯蓄組合連合会副会長、長野県納税貯蓄組合連合会副会長、飯田地区納税貯蓄組合連合会会長)



### 県税功労者表彰

副会長・厚生委員長 副会長・広報委員長  
篠田 親治氏 棚田 稔氏

税務行政に協力した功績を称えられ当法人会より篠田親治氏と棚田稔氏が「県税功労者知事感謝状」を受彰され、合同庁舎で11月16日、南信県税事務所飯田事務所長宮澤弘氏より伝達されました。



### 飯田税務署長納税表彰

副会長・研修委員長 副会長・総務委員長  
久保田 和彦氏 赤羽 宏文氏

令和4年度飯田税務署納税表彰が、11月11日に飯田税務署で行われました。税務関係団体の要職にあつて申告納税制度の普及発展に努め、納税道義の向上に顕著な功績のあった方に対する税務署長表彰を、当法人会から久保田和彦副会長と赤羽宏文副会長（飯田間税会推薦）が受彰されました。



ご功績に感謝と敬意を表し心よりお祝い申し上げます。

## 年末調整研修会開催

法人会アンケートで、多数の継続希望があった「年末調整研修会」を11月28日（月）エスバードで開催しました。

午前は会場のみ、午後は会場とオンライン配信（ハイブリッド方式）で行われました。会場は、午前午後ともたくさんの申し込みをいただき、感染予防対策を行ったうえで計126名が受講され、オンラインには124名の参加がありました。



講師に、関東信越税理士会派遣税理士 森本幸登税理士をお願いし、ポイントを絞った、実務的で分かりやすい言葉での説明が大変好評でした。

オンライン参加者からも、短い時間の中で分かりやすく助かった。人手不足なので時間短縮になりありがたい。など感想が寄せられています。今後もハイブリッド方式での研修会を開催予定です。ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしています。

## 各支部で地元市町村に

## 「令和 5 年度税制改正に関する提言」活動を実施

全国の法人会は、公平で健全な税制の実現ため、会員企業の意見を反映するなかで、税のあるべき姿や将来を見据えて建設的な提言や要望活動を行っています。

飯田法人会では、毎年実施している「会員アンケート調査」結果等を参考に、税制委員会で素案を作成し通常総会で承認された「税制改正要望」を、県連へ上げています。同様に県下各法人会から上げられた要望が県連を通じ全法連へ上げられ、検討集約された「令和 5 年税制改正に関する提言」が、全法連全国大会（今年度は 10 月に千葉県で開催）で承認され、この提言書を全法連では政府や関係省庁等へ持ち上げその実現を求めています。

飯田法人会では、全国の法人会と足並みを揃え、11～12 月にかけて提言活動を市町村（支部）単位で実施し、「令和 5 年度税制改正に関する提言」（一部支部では「法人市町村民税における標準税率採用のお願い」）をそれぞれの行政へ提出し、提言書掲載各項への対応の要望を行いました。

## 【各支部の提言活動実施自治体】

- 1 月 22 日 売木村
- 1 月 24 日 阿南町
- 1 月 30 日 阿智村
- 1 月 2 日 平谷村・天龍村
- 1 月 5 日 高森町
- 1 月 6 日 喬木村・大鹿村
- 1 月 8 日 根羽村
- 1 月 21 日 飯田市



飯田市への提言活動

## 要約

## 令和 5 年度税制改正に関する提言

## (重点項目・地方関係)

## 1. 税・財政改革のあり方

- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用



したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## 2. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

## 3. 地方のあり方

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

## 4. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

## 5. 地方税関係

### (1) 固定資産税の抜本の見直し

令和 4 年の全国の公示地価は、2 年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和 5 年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる『少額資産』の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30 万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成 3 年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

### (2) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

### (3) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

# 第7回「絵はがきコンクール」優秀作品表彰



飯田税務署長賞  
豊丘南小 6 年  
木下 櫻さん



飯田法人会長賞  
豊丘南小 6 年  
堀本結愛さん



飯田法人会女性部長賞  
豊丘北小 6 年  
木下楓果さん



飯田支部長賞  
松尾小 4 年  
小林暖琉さん



西部支部長賞  
阿智第二小 6 年  
北原奏真さん



豊丘支部長賞  
豊丘南小 6 年  
片桐椀心菜さん



豊丘支部長賞  
豊丘北小 6 年  
松尾紗希さん



松川支部長賞  
松川中央小 6 年  
兼子瑠菜さん

当会女性部（小林美佐部長）は、第7回税に関する絵はがきコンクールを実施しました。年度初めに飯伊地域全小学校への応募用紙配布を行った上、青年部の租税教室でも用紙配布を行い、今年度は10校より総数118枚の応募がありました。

10月19日には飯田税務署、女性部役員、事務局による選考会を開催しました。「アイデアの良さ、緻密な描写、キャッチコピーの分かりやすさ」など、様々な観点により厳正なる選考の結果、優秀作品として8作品が選ばれ、「税を考える週間」（11/11～17）中、イオンアップルロード店にポスターや作文と共に展示され、その後もキラヤ高森店、ピア店、松川店に展示され、税の大切さをアピールしました。

優秀作品の皆さんには、記念品、賞状・作品ホルダーと図書カードなどを贈呈し、記念品として応募者全員に税についての下敷き、税のマンガ小冊子など各学校宛てに送付しました。今回で7回目となる絵はがきコンクールは、おかげさまで今年度過去最高の応募をいただきました。また、優秀作品は税務署の協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場への展示を予定しています。

市 町 村  
租 税 教 育  
推 進 協 議 会

=税に関する=

ポスター・絵はがき優秀作品表彰

税務官庁及び税務推進関連団体で組織する「飯田市租税教育推進協議会」の定期総会が、11月22日飯田市役所に於いて開催されました。

当協議会は、私たちの暮らしを支えている税に関して、知識や意義・役割を正しく知ってもらうきっかけとして、小中高校生を対象に、税に関するポスターや作文の募集を毎年行っています。

定期総会に引き続いて上記募集作品の中から選ばれた優秀作品について、飯田税務署長賞・飯田市長賞をはじめ、各団体から表彰を行いました。

飯田法人会は、同協議会が募集する「ポスターの部」と法人会が募集した「絵はがきコンクールの部」で、飯田支部長賞を授与しました。

この租税教育推進協議会は、郡下の各町村にも組織されており、この時期同様に総会と募集した税に関する優秀作品の表彰式が行われました。



ポスター



飯田法人会飯田支部長賞  
松尾小6年 横前光飛さん



絵はがき



飯田法人会飯田支部長賞  
松尾小4年 小林暖琉さん

令和4年度

各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿

【ポスター】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏 名
飯田市	一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞	松尾小学校	6年	横前 光飛
松川町	一般社団法人飯田法人会松川支部長賞	松川北小学校	6年	関島 絆愛
高森町	一般社団法人飯田法人会高森支部長賞	高森南小学校	6年	北原 蒼真
豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘南小学校	6年	牧内 琳
喬木村	一般社団法人飯田法人会喬木支部長賞	喬木第一小学校	5年	座光寺 紬
下條村	一般社団法人飯田法人会下條支部長賞	下條小学校	6年	代田 蒼空
阿南町	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	大下条小学校	6年	徳武ののか
泰阜村	一般社団法人飯田法人会泰阜支部長賞	泰阜小学校	6年	伊藤 大和
売木村	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	売木小学校	5年	松村 紗希

【絵はがき】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏 名
飯田市	一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞	松尾小学校	4年	小林 暖琉
阿智村	一般社団法人飯田法人会西部支部長賞	阿智第二小学校	6年	北原 奏真
豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘南小学校	6年	片桐椋心菜
豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘北小学校	6年	松尾 紗希
松川町	一般社団法人飯田法人会松川支部長賞	松川中央小学校	6年	兼子 瑠菜

## 部会だより

### 長野県連青年部連絡協議会合同例会 参加報告

青年部 副部長 稲垣 洋一

去る9月9日(金)に長野市のホテルメトロポリタン長野において、長野県連青年部連絡協議会合同例会が開催されました。埼玉県連、茨城県連、栃木県連、群馬県連、新潟県連の各地域の青年部メンバーが約200名弱が集まり合同セミナーが開催されました。私も鈴木部長と共に参加させて頂きました。

合同セミナーの講師にはジャーナリストの船瀬俊介氏が「食と健康」という演題で講演がありました。非常に特徴のあるトークと「え～本当に～」という思いもよらない事例に圧倒された内容で、聴き手を引き付ける面白いセミナーでした。

後半には、健康経営事例発表という事で各県連から1例ずつ事例を発表致しました。長野県連からは飯田法人会青年部、鈴木部長の「株式会社温泉の素.com」様の取り組み事例からプレゼン発表がありま



意見発表をする鈴木部長



くまだまさしさんとの記念写真

くまだまさしさんとの記念写真。くまだまさしさんという方が、これ位なら出来そうかなと思わせてくれる様な素晴らしいプレゼンであったと思います。他の法人会の方にも「長野県連の発表良かったよ～」という高評価を頂きました。

最後に交流懇親会があり、各県連の皆さんと様々な話をして交流を深める事ができました。又、交流会の席にお笑い芸人の「くまだまさし」さんが登場し、定番のネタなどを披露し会場を盛り上げてくれました。記念写真もしっかり撮らせて頂き、楽しませて頂きました。

合同例会を通じ様々な学びから交流を久々にリアルで体験させて頂いた事、運営に携わった皆様には本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

した。私達が普段やっている事をチョットだけ変えてみるだけでも、お金を掛けずに健康経営に結び付くという事例を知るだけでなく、これ位なら出来

### 「女性部合同例会 in 信濃中野」に参加して

女性部長 小林 美佐

10月21日(金)部員4名、事務局3名にて信濃中野幹事による女性部合同例会に参加させて頂きました。

途中、昼食予定のサービスエリアのレストランがコロナ感染により休業というハプニングがありましたが、観光客で賑わう小布施境界で栗おこわ弁当を調達し車中にていただき、会場となったTHE FIVE SEASONS NAKANOに一番乗りで無事に到着することができました。

会場では当日の主役きのこや果物等のお土産コーナー、創作土人形絵付け体験コーナー等が準備されており、地元信州中野法人会の高柳長野県連女性部連絡協議会会長をはじめとする幹事部員の皆様のおもてなしで講演会が始まるまで楽しい時間を過ごさせて頂きました。

開会行事にて、小林博文信濃中野法人会会長、高柳会長より歓迎のご挨拶をいただいた後、一般社団法人日本きのこマイスター協会理事長の前澤憲雄講師による演題『きのここと健康』～きのこを食べて心の体も健やかに！～の講演をお聴きしました。日本きのこマイスター協会



全体の集合写真

のきのこ産業振

興を中心とした活動とともに、エノキダケをはじめとするきのこ類人工栽培の歴史、きのこが持つ偉大な食物繊維、ビタミン、イヤシン、葉酸のほかGABAというアミノ酸の一



飯田法人会を紹介する小林部長

種が血圧を下げ、睡眠障害改善、ストレス解消等の機能があることが紹介されました。特にこの地で人工栽培がはじまったエノキダケについては、血液サラサラ効果、コレステロール改善効果、血糖値改善効果、バクテロイデス菌が持つ腸内環境改善による認知症予防、加齢臭予防、美肌作り、神経伝達物質セロトニンによる幸せホルモンを摂取できるということで、「きのこはパワーフード」という認識が高まり、それ以来毎日300gのきのこ類を食べるマイコファジストへと転身したのでした。

懇親会ではピアノと二胡の演奏を楽しみながら各単位会のPRタイムで交流を深めました。

来年度は飯田法人会が幹事ということで、講師の候補や演奏会、お土産コーナーについて話し合い、次回に想いを馳せながら帰途につきました。

部員の皆様、事務局の皆様ありがとうございました。来年度の合同例会も盛り上げて行きましょう。よろしく願い申し上げます。

## 支部だより

### 喬木支部

#### 「事業承継対策セミナー」を開催

喬木支部では11月22日「事業承継対策セミナー」を2部構成により開催しました。

第1部では長野県司法書士会による「無料 Web セミナー」を活用し、Zoomによるオンライン講義により司法書士の先生から「中小企業の事業承継」をテーマとして講義をいただきました。事業の承継において重要となる株式と不動産の承継にあたっては、遺言書の作成、生前贈与、種類株式の活用等を検討すべきであるとのことでした。

続いて第2部はリアル講義で行い、関東信越税理士会から派遣いただいた宮澤克浩税理士より「法人版事業承継税制のあらまし」についてお話をいただきました。

特に中会社における非上場株式の評価方法と、事業承継税制において特例措置を使う場合と使えない場合の相続税額の違い、使う場合の留意事項等について講義を受けました。

出席者は8名と多くはありませんでしたが、いずれも近い将来に事業承継を控えた皆さん方で、熱心に耳を傾けメモを取っていました。

喬木支部事務局 三村康弘

### 松川支部

#### 「1年を振り返って」



松川支部女性部では、10月28日に研修旅行を行いました。コロナ感染拡大が未だ収束しない中での実施でしたので、蔓延防止に最大限配慮しながら、戸隠方面へ紅葉狩りに行き、戸隠蕎麦を堪能して参りました。

途中、当支部副部長と、県法人会を通じて交流のある『いろは堂鬼無里店』に立ち寄り丁寧なおもてなしを受けて参りました。これも長野県法人会女性部の皆様の結束の強さがあるからこそ感じております。

また、飯田法人会女性部事業の『税に関する絵はがきコンクール』には、松川中央小学校の皆さんが大勢応募して下さいましたので、今年度より松川支部女性部長賞を設け、5名の方が表彰されました。

11月9日には、飯田税務署の梶原様を講師にお願いして『インボイス制度と電子帳簿保存法』についての税務研修会を行いました。昨年同様の研修内容でしたので皆さん既に知識があり、現実に即した質問を投げかけていました。

松川支部事務局 知久雪美

### 阿南支部

#### 「インボイス制度の概要について」研修会の開催

阿南・売木支部では「インボイス制度の概要について」の研修会を令和4年11月17日に講師として飯田税務署法人課税第一部門の梶原卓也氏をお迎えし行いました。令和5年10月から始まるインボイス制度については、2年前から研修会を重ねてきましたが、いよいよ開始まで1年を切ったことから、再度制度全体についてご教示いただきました。

今回の研修会では、会員法人の経理担当者が多く参加され、

活発に質疑応答が行われました。今回多く聞こえた質問・意見では取引先（仕入れ業者）に早くインボイス制度を理解してもらうことが今後重要となってくるということでした。

研修会終了後は支部役員を中心に久しぶりに会場で懇親会を行い、税制についての話の他、地域の経済状況等について懇談を深め大変有意義な一日となりました。

阿南・売木支部事務局 成瀬広



### 要チェック

## 《お知らせ掲示板》



### — 新春経済講演会 —

#### 『ウクライナ危機その背景と国際的影響』

開催日時：2月16日(木) 14:00~15:30

講師：慶応義塾大学 総合政策学部 教授  
廣瀬 陽子 氏

会場：シルクプラザ(飯田市育良町)

定員：150名

※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

### 決算法人説明会

開催日時：3月17日(金) 14:00~(WEB併設)

会場：南信州・飯田産業センター エス・パード

対象：4・5・6月決算法人

講師：飯田税務署担当係官・税理士

内容：「消費税のインボイス登録申請について」

「決算と申告の注意事項」

「調査指導から見た注意点」

★受講には事前申し込みが必要です。

会員には受講証シール(オレンジ)をお渡しします。

### 飯田支部研修会

開催日時：2月2日(木) 14:00~16:00 (Web併設)

会場：商工会館1階

講師：河合中小企業診断士・社会保険労務士事務所  
代表 河合 正尚 氏

内容：1. インボイス制度

2. 電子帳簿保存法改正による経理業務の変化

3. 経理業務のペーパーレス化

4. AI・PRAで自動化

5. 経理業務のテレワークの実現

### 女性部税務署長講話

開催日時：2月8日(水) 10:30~

講師：飯田税務署長 矢野 直樹 氏

会場：ビーラクスマツカワ

※女性部会員も同時募集中!

※講話の聴講はどなたでも歓迎します。事務局までお申し込みください。

# 謹賀新年



大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。



おかげさまで120周年  
**DAIIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829



令和四年度税に関するポスター優秀作品



飯田市租税教育推進協議会会長賞  
丸山小学校 6 年  
座光寺知希さん



飯田市長賞  
座光寺小学校 6 年  
北原廉士さん



飯田税務署長賞  
竜丘小学校 6 年  
熊谷美空さん

## 編集後記

12月の暮れに四国に自転車お遍路に行ってきました。  
23年間、社長業を務めてきましたが、10月に社長を辞めて後継にお願いしましたので、時間が空いたこと、できるだけ会社に顔を出さないようにということで行ってみたいわけです。  
「自転車なら簡単だろう」と気楽な気持ちで思っていたのですが、毎日70キロを自転車で黙々と漕ぎ続けるのは大変でしたし、それにお寺ってほとんど山の上にあるんです。  
お遍路3週間で自分と向き合うことができました。自分では変えられないようなことに一生懸命なってしまう、不満や愚痴を言っていた自分がちょっと恥ずかしく思ってきました。「空になって」物事を見つめるきっかけになったようです。パラグライダーで落ちた時は、そんな「空を目指す」なんて思っていなかったですけどね。



広報委員  
鈴木健太郎

## いいだ法人 第152号 2023・1 冬 Winter

令和5年1月25日発行  
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
副委員長・木下裕介  
委員 塚平一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。